

6-2 神野村の明治七年「墓所繪圖面書上帳」

藤 由美

はじめに

表題の「墓所繪圖面書上帳」は、八千代市立郷土博物館所蔵の小名木利定家文書のうちの一点で、「埜地芝地取調帳」「玉蔵院什物取調帳」「田畑書上帳」と同じ明治7年(1874)3月に千葉県令柴原和に宛て、神野村から提出された文書(控)である。

これらの文書を含む神野に関する収蔵資料 22 点について、八千代市郷土歴史研究会で申請、博物館のご厚意で、令和2年6月23日に閲覧、撮影することができた。

明治の近代化の波が新制度として町や村に到達するのは、明治4年の廃藩置県、明治5年大区小区制を経て、明治6～7年ごろであり、このころ県令宛に作成された文書類は、近世最後のムラの姿を残し伝えているともいえる。「墓所繪圖面書上帳」も、その一つで、近世から現代につながるムラの共同墓地の姿を探るために、翻刻し、紹介する。

1. 史料の体裁

本史料は、用紙4枚を縦に二つ折りし袋とじにした縦帳1冊で、表題は「墓所繪圖面書上帳」である。

前半は3頁の各頁に、三か所の各墓所の彩色された略図に地番・字・周囲の状況・方位と面積、次頁に「・・・相違無御座候以上」の文末慣用句、提出元と年月、宛先が記されている。

後半2頁は、図はなく、上記三か所の「村中持墓所」の地番・字・面積・周囲の状況と、前半と同じく結びの文章で終わる。

なお、最後の頁に玉蔵院境内の下絵と思われる略図が描かれているが、大きく「×」をし「消ス」とあるので、翻刻は省略した。

2. 翻刻

(1) 表紙

「墓所繪圖面書上帳／第十大区式小區／下総国印旛郡／神ノ邨」

(2) 前半

「第千三百八十貳番／字平戸／(図内に)墓所／凡反別壹畝拾貳歩」

「第千四百三十三番／字荒井堀込／(図内に)墓所／凡反別三畝拾歩」

「第千五百拾七番／字境／(図内に)墓所／凡反別四畝歩」

「右之通り相違無御座候以上／明治七年三月／第十大区二小區／下総国印旛郡神ノ村／立會人／三橋与十(ママ) 右衛門(印)／副戸長／小那木四郎右衛門(印)／千葉県令柴原和殿」

(3) 後半

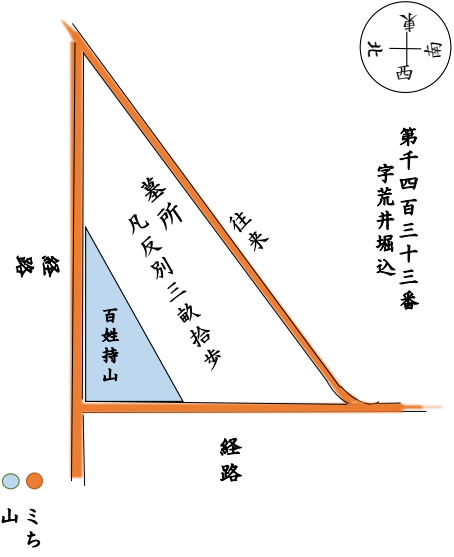
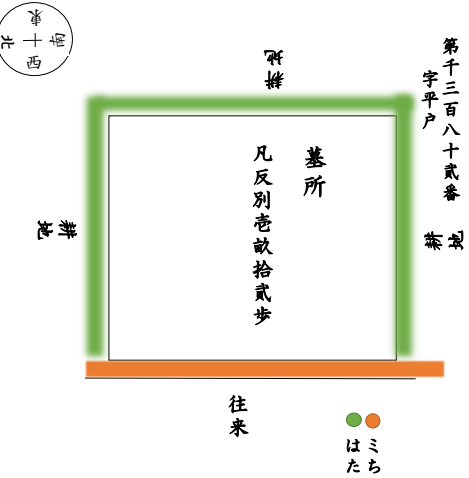
「第千三百八十貳番／字平戸／村中持／墓所／一 凡反別壹畝拾貳歩／東 耕地／西 往来／南 耕地／北 耕地」

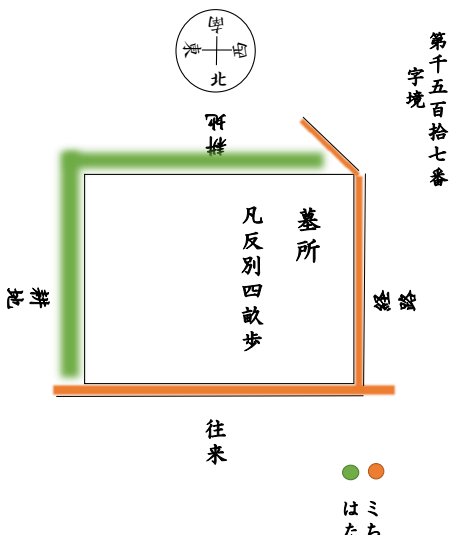
「第千四百三十三番／字荒井堀込／村中持／墓所／一 凡反別三畝拾歩／東 往来／西 經路／南 往来／北 百姓持山」

「第千五百拾七番／字境／村中持／墓所／一 凡反別四畝歩／東 耕地／西 經路／南 耕地／北 往来」

「右取調奉書上候通り相違御座なく候以上／明治七年三月／右邨／立會人／三橋与惣右衛門（印）／小那木四郎右衛門（印）／千葉縣令柴原和殿」

表 1 表紙の写真と各頁の翻刻

墓所繪圖面書上帳 印 印 第十大區式小區 下総国印旛郡 神ノ邨	
	

千葉県令柴原和殿 右之通り相違無御座候以上 明治七年三月 第十大区二小区 下総国印旛郡神ノ村 立會人 三橋与十右衛門 印 副戸長 小那木四郎右衛門 印	 第千五百拾七番 字境 墓所 凡反別四畝歩 往來 はミち
千葉縣令柴原和殿 右取調泰書上候通り相違御座なく候以上 明治七年三月 右邨 立會人 三橋与惣右衛門 印 小那木四郎右衛門 印 第千五百拾七番 字境 一 凡反別四畝歩 東 耕地 西 經路 南 耕地 北 往來 村中持 墓所	第千三百八十式番 字平戸 一 凡反別壹畝拾式歩 東 耕地 西 往來 南 耕地 北 耕地 村中持 墓所 第千四百三十三番 字荒井堀込 一 凡反別三畝拾歩 東 往來 西 經路 南 往來 北 百姓持山 村中持 墓所

3. 三か所の「村中持墓所」の内容と現状

(1) 「字平戸」の墓所は面積は1畝12歩＝138.6㎡(42坪)、場所は現在の第三墓地である。本史料では、「西 往來」で東南北側は「耕地」となっているが、現在の墓地は東側が道路、西側は墓地への細い導入路で、現状と異なる。

この相違点を確認するため、明治9年の「印旛郡神野村地図」(注1)と見比べ、照合した結果、道祖神社との間の小道がかつての「往來」で、東側の現道路は後に「耕地」を開き造成されたと推定した。

(2) 「字荒井堀込」の墓所は、面積は3畝10歩(100坪、330㎡)、場所は現在の第二墓地である。南側の「往來」は、今は墓地内の通路となっているが、明治初年ごろは重要なムラミチであった。なお現在はこの道の南側にも、墓地が造られている。

(3)「字境」の墓所は、面積は4畝歩（120 坪、396 m²）、場所は現在の第一墓地である。立地は現在と変わっていない。

図1 現在の八千代市神野の地図と墓地

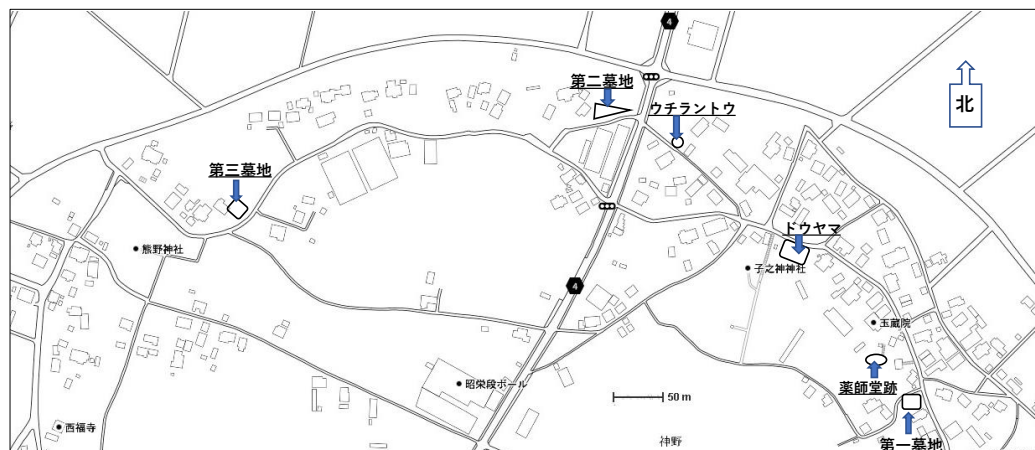


図2 明治9年の神野の地図（注1）と墓地



4. 旧神野村の墓制の変遷

「墓所繪圖面書上帳」に掲載されている3か所の「村中持墓所」は、現在の第一～第三共同墓地として、それぞれ全面的な墓地整理と改葬がなされ、各家ごとに整然と区画された現代的な墓地に生まれ変わっている。

この3か所の墓地のほか、地区内には「ドウヤマ」とよばれる子之神神社下、玉蔵院

の上の旧薬師堂跡の周囲、「ウチラントウ」と呼ばれる石塔墓地が、昭和 51 年発刊の『神野の民俗』（注 2）に記録されている。このドウヤマ・旧薬師堂跡・ウチラントウの三つの石塔墓地は、両墓制の石塔墓地（マイリバカ）であり、供養祭祀のための石塔のみを立て、埋葬は行わない。

表 2 神野の墓地の現在の写真

 第一墓地（「字境」の墓所）	 第二墓地（「字荒井堀込」の墓所）と「往来」
 第三墓地（「字平戸」の墓所）と旧道	 第三墓地の東側の現代の道
 「ドウヤマ」の石塔群	 左手がタケヤマの「ウチラントウ」の跡

平成5年刊行の『八千代市の歴史』(注3)の記述の「墓はハカとかラントウバと呼び、埋葬し、イシ(石塔)も立て、埋める時は、イシの立ってない所にし、土葬は昭和の末まで行っていた。」というのは第一～三墓地のことで、「ハカは、五か所は共同で、二か所は埋葬せずイシだけ」という二か所はドウヤマと旧薬師堂跡、他に「個人のものがある」というのは、ウチラントウのことであろう。

『神野の民俗』の調査結果では、六軒の家で管理しているドウヤマには近世初頭の石塔が多く、草分けの墓として一番早く成立し、やや遅れて旧薬師堂跡、続いて第二墓地、第三墓地、第一墓地の順で造塔がなされたという。

石塔墓地のドウヤマ・薬師堂跡・ウチラントウの墓塔の紀年銘は、寛永7年(1630)(注4)から江戸前期がピークで、安永期(～1780)まで続くがそれ以降は激減する。また埋葬墓地(ウメバカ)であった第一～三墓地は江戸前期は少なく、中期の享保期(1716～)から多くなり、宝暦～寛政期にピークを迎え、明治期以降に再び漸増する。

この調査結果から、石塔墓地と埋葬墓地を分ける両墓制が維持されたのは、神野では江戸前期までで、江戸中期からその風習は廃れ、村共同の埋葬墓地にも石塔を立てる墓制になったと考えられる。

なお、『神野の民俗』にある「ウチラントウ」は、2020年8月現在、石塔は第二墓地のF家の個人墓地区画内に移動され、石塔墓地としては存続していない。

また、ドウヤマの一石五輪塔を含む墓塔・石塔数基も、この夏に同上の第二墓地のF家の墓地内に移設されており、江戸期からの神野の墓地は、徐々にその姿を変えつつある。

5. 明治7年「墓所繪圖面書上帳」提出の背景

明治9年の「印旛郡神野村地図」(注1)では、埋葬墓地と石塔墓地の6か所とも「社寺境内並墓所」として茶色の彩色で明記されているが、明治7年の「墓所繪圖面書上帳」に記された「村中持墓所」は、この埋葬墓地3か所のみである。

幕末から明治初期の時点において、個人・同族・集落・寺院墓地などの様々な形態の墓地が各地に存在し、これらの墓地には、近代法的な意味での「私有」という考え方が希薄で、葬祭の習俗的規制と同様、その地方の慣習的規制に委ねられていた(注5)。

このような状況で明治3年から6年、衛生および都市行政管理の見地と徴税目的から墓地管理に関する法令が続けて発せられている。

明治3年の新律綱領「死者が出た際の報告義務」、同5年の大蔵省布達「墓地は無税地」、同6年の太政官布達「死者遺棄や墳墓盗掘に対する刑罰」と「墓地新設と拡張に官庁の許可必要」、同7年の太政官布達「官有墓地と民有墓地に区分、後者は地券を発行」などである(注5)。

そして、千葉県から明治7年3月3日に布達第101号「猥ニ墓地ヲ設クル儀不相成候

ニ付墓地ニ定ムヘキ場所申出方ノコト」が発せられた（注6）。同年同月付の「墓所繪圖面書上帳」は、この布達を受けたものであろう。

明治初期の政府にとって、ムラの戸籍・田畑山野・社寺の実態とともに墓地についてもその把握は必須であり、そのような要請の中、千葉県布達第101号に答え、県令宛に地番と形状、立地、面積を明記した書上帳が作成されたと推定する。

両墓制名残りの供養祭祀の石塔墓地を除外し、埋葬を伴う3か所の「村中持墓所」のみを申告したのは、神野のムラにとっても、「墓地」を近代の行政上の制度として把握する第一歩であったことだろう。

おわりに

ムラの墓地は、近世村落の形成と民俗を今に伝える「ムラの史跡」であり、金石文資料の宝庫である。筆者はこれまで、八千代市麦丸と下高野の石塔墓地を調査し、その成果を報告してきた（注7・8）。

一方、神野の墓地の状況と石塔については、先行研究として『神野の民俗』（注2）に昭和期末に調査された報告が残されている。その後、平成期に入って、第一～三墓地は、家ごとに区画化された個人墓地の並ぶ立派な現代的な霊園に生まれ変わった。

昨今の個人情報管理への配慮から、どこの墓地霊園でも個人墓地に立ち入っての調査は、遠慮せざるをえない状況になっているが、神野に関しては『神野の民俗』を読み解くことで、墓制の変遷と近世のムラの成立を知ることができる。

今回はさらに、博物館所蔵文書から、近代初期に千葉県に届け出た「村中持墓所」3か所の姿を紹介し、その立地を現在の共同墓地の状況と比較して、今は廃れてしまった明治初期の「往来」（ムラミチ）の変遷を考察した。

最近の農村部の共同墓地も、霊園内の区画された個人墓地が主流となる一方で、都会や市街地では家の墓地から後継者を要しない合葬墓や共同納骨堂も増えてきたという。

これからもお墓のあり方は、変わっていくであろう。調査へのご理解をいただいた神野の皆様は御礼申し上げますとともに、これからも地域の皆様のご協力を得て、変わりゆく墓地の過去と未来を見据えながら、墓地の調査研究を郷土史研究の一つとして位置付けていきたいと思う。

注

1. 「印旛郡神野村絵図」八千代市郷土博物館所蔵 小名木家文書 24

作成年月と作成者名翻刻「第十大區四小區／下總國印旛郡神野村／明治九歳六月／事務掛 安藤久忝／同 土井嘉左エ門（印）／用掛 安藤三五郎（印）／同 小那木四郎右エ門（印）」 2020年6月23日八千代市郷土博物館にて調査・撮影

2. 西海賢二「第四章 金石文」『神野の民俗』八千代市教育委員会 1976年

3. 「第五章 四 墓地」『八千代市の歴史 資料編 民俗』八千代市 1993 年
4. 筆者調査による。本誌「4-2 八千代市神野の江戸初期の一石五輪塔」参照のこと。なお、『神野の民俗』（注2）では、「初見を寛永八年」としている。
5. 竹内康博「日本の墓地と墓地法制」HP「書斎の窓」有斐閣
6. 米谷博「墓地に関する明治前期の千葉県法令」『房総の石仏』第27号 房総石造文化財研究会 2018 年
7. 蕨由美「供養された江戸時代の麦丸の人々―大日前の詣り墓とその裏山の供養塔調査から―」『史談八千代』第41号 八千代市郷土歴史研究会 2016 年
8. 蕨由美「下高野福蔵院墓地の全墓塔調査について」『史談八千代』第44号 八千代市郷土歴史研究会 2019 年